

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 内閣府(組織: 金融庁)

26年度成立予算における政策評価体系図 【平成26年度金融庁政策評価実施計画(平成26年7月1日策定)】	27年度概算要求における政策評価体系図 【平成27年度金融庁政策評価実施計画(平成27年7月策定(予定))】	政策評価 調書番号
基本政策	基本政策	/
施策	施策	
I. 経済成長の礎となる金融システムの安定	I. 経済成長の礎となる金融システムの安定	①
1. 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 2. 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 3. 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	1. 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 2. 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 3. 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	
II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	②
1. 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備 2. 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 3. 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	1. 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備 2. 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 3. 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	
III. 公正・透明で活力ある市場の構築	III. 公正・透明で活力ある市場の構築	③
1. 市場インフラの構築のための制度・環境整備 2. 市場機能の強化のための制度・環境整備 3. 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 4. 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 5. 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	1. 市場インフラの構築のための制度・環境整備 2. 市場機能の強化のための制度・環境整備 3. 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 4. 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 5. 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	
IV. 横断的施策	IV. 横断的施策	④
1. 国際的な政策協調・連携強化 2. アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 3. 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 4. 金融行政についての情報発信の強化 5. 金融経済リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備	1. 国際的な政策協調・連携強化 2. アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 3. 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 4. 金融行政についての情報発信の強化 5. 金融経済リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備	

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
3. 26年度政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
4. 27年度において実施することが予定されている政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、27年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。

所管:内閣府

会計:一般会計

組織:金融庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV
		(項)	(事項)				
		金融庁共通費					
	×	金融庁一般行政に必要な経費					
	×	国際会議等に必要な経費					
	×	審議会等に必要な経費					
		金融政策費					
①	●	金融機能安定確保に必要な経費 (主要経費95)		●			
②	●	金融サービス向上推進に必要な経費 (主要経費95)			●		
③	●	金融市場整備推進に必要な経費 (主要経費95)				●	
④	●	金融政策推進に必要な経費 (主要経費95)					●
④	●	経済協力に必要な経費 (主要経費50)					●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

所管:復興庁

会計:東日本大震災復興特別会計

組織:金融庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I	II	III	IV
		(項)	(事項)				
		金融機能安定・円滑化復興政策費					
①	●	金融機能安定確保に必要な経費 (主要経費95)		●			
②	●	金融サービス向上推進に必要な経費 (主要経費95)			●		

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	①（I-1）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	655,484	618,284	621,920	440,553	438,566
	補正予算（千円）	△ 32,821	△ 103	△ 52,464		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	622,663	618,181	569,456		
執行額（千円）		408,011	407,081	306,918		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、効果的な金融モニタリング（監督・検査）等を実施していく必要があることから、予算及び機構・定員を要求。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備				番号	①（I-1）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						予算額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融機能安定確保に必要な経費	399,410	398,566	
	●	2	東日本大震災復興特別	復興庁	金融機能安定・円滑化復興政策費	金融機能安定確保に必要な経費	41,143	40,000	
	●	3							
	●	4							
	小計						440,553	438,566	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						440,553	438,566		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策I-1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備、効果的なオフサイト・オンサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	656	619	622	441
		補正予算(b)	▲33	▲0	▲52	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	623	619		
執行額(百万円)		408	407			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>G20 Санктペテルブルク・サミット 首脳宣言(平成25年9月6日) 抜粋(金融規制)</p> <p>61. これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な資本基準(バーゼルⅢ)の実施 ・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えることなく実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		関連告示及び監督指針等の追加改正を実施しました。		25年度 関連告示等の整備	達成
	②外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		外国銀行支店に対する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。また、改正法を踏まえた外国銀行支店に対する規制の見直しに係る政令・内閣府令については、公布済みです。		25年度 関係法令の整備	達成
	③大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
大口信用供与等規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。なお、改正法を踏まえた大口信用供与等規制の見直しに係る政令・内閣府令については、改正法の公布日より1年半以内の公布・施行に向けて検討を進めています。		25年度 関係法令の整備	達成		
④各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成
	24年度各業態の比率(別紙参照)	25年度各業態の比率(別紙参照)		水準維持	
⑤金融機関のリスク管理の高度化	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。		25年度 金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証	達成	

測定指標	⑥既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施。また、高度なリスク計測手法については、6先に対する承認を行いました。	25年度	既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施
	⑦グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ等)について、監督カレッジ会合を開催しました。また、監督指針・方針に基づき、持株会社を中心としたグループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を実施しているか、検証しました。	25年度	グローバルなシステム上重要な金融機関に対するヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証
	⑧大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		大規模証券会社グループについて、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を行いました。	25年度	商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施
	⑨保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを行い、半期毎に金融庁ウェブサイトにて集計結果を公表しました。	25年度	連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施
	⑩金融モニタリング基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		金融機関の経営やリスク管理などについて、業態全体の動向を含む実態把握が進みました。オン・オフが一体となった新しいモニタリングを実施するための基本的な組織の枠組みが整備されました。	25年度	「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」に基づく、金融モニタリングの実施
	⑪金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施しました(26年3月)。 ・金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。	25年度	金融機能強化法等の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施
	⑫業界横断の業務継続訓練の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
平成25年9月2日に、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。		25年度	訓練の実施	達成
⑬情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供(30件)し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡(4件)を行いました。	25年度	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施	達成

	⑭金融行政の質的向上に向けての取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		「金融・資本市場活性化に向けての提言」の取りまとめ(平成25年12月13日公表)や提言に盛り込まれた施策の実現に向けての取組み、金融モニタリング基本方針の策定(平成25年9月6日公表)等、金融行政の質的向上に資する施策を実施しました。	25年度	金融行政の質的向上に資する施策の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備(測定指標①、②、③)、金融モニタリング基本方針(測定指標⑩)に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証(測定指標⑤)等を着実に進めました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じました(測定指標⑪)。 さらに、日頃から金融機関との率直かつ深度ある議論を行い、金融機関の自己規律の向上を促す等、金融行政の質的向上に向けての取組みが進展しました(測定指標⑭)。 今後も、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進める必要があります。 以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	・必要性 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング(測定指標⑩)等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。 ・効率性 業態・金融機関の特性等を踏まえたモニタリングを進める等により、効果的・効率的なモニタリングを実施し、金融機関の健全性及び適切な運営の確保に資することができたものと考えています。 ・有効性 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリングの実施等により、財務の健全性、業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ検査・監督上の対応や検査マニュアル・監督指針の整備等を行うことにより、金融機関のリスク管理の高度化の促進につながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標④)に資することができたものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融機関の健全性は維持されているものと考えられますが、今後とも注視していく必要があり、業態・金融機関の特性等を踏まえたオン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング等の取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応するべく、継続的にルール整備を実施していきます。 ②外国銀行支店に対する規制の見直しに係る制度整備は完了しております。 ③大口信用供与等規制について、引き続き所要の制度整備に取り組みます。 ④金融機関の健全性の維持を図るため金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリングを行っていくこととします。 ⑤金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進していきます。 ⑥高度なリスク計測手法に係る承認審査及び承認後のフォローアップに適切に対応していきます。 ⑦監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑧大規模証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施します。さらに、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組みます。 ⑨保険会社グループについて、引き続き、グループ全体の業務の適切性や財務の健全性について確認に努めていきます。 ⑩オンサイトとオフサイトのモニタリングの更なる一体化を進め、今後とも、より効果的・効果的な金融モニタリングを実施するとともに、マクロ経済・金融市場の動向と個々の金融機関の業務運営等の相互作用等マクロ・ブルーデンス分析の充実・強化等にも取り組んでいきます。また、専門性の高い分野や国際的なベスト・プラクティスに関する知見の組織的な蓄積・拡充及び中長期的な観点からの専門人材の育成等にも計画的に取り組んでいきます。 ⑪金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑫業界横断的な訓練に引き続き参加し、今後も全国銀行協会と協力し訓練範囲の拡大や訓練内容の高度化を検討していきます。 ⑬NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供、情報連絡の充実等を行っていきます。 ⑭金融界をはじめ各界の有識者との対話の充実を図り、金融・資本市場活性化、ひいては金融行政の質的向上に向けた更なる施策の検討を進めます。さらに、金融機関の検査・監督においても、重要なリスクに焦点を当てたオン・オフ一体的な金融モニタリング態勢の整備や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等、質の高い金融行政に資する取組みを推進します。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課監督企画室「主要行等の平成26年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140606-4.html) ・監督局銀行第二課「地域銀行の平成25年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140606-3.html) ・監督局保険課「主要生損保の平成26年3月期決算の概要」 (平成26年6月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140606-1.html) ・監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・監督局総務課「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成26年8月8日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20140808.html) ・監督局証券課「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(IV-5-4-3 再建・処理計画の策定等)」 ・平成25事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 ・監督局銀行第二課「株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年8月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2013b.html) ・監督局銀行第一課、銀行第二課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成25年6月28日、12月20日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h25.html) ・金融庁「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」 (平成25年9月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html) ・監督局総務課健全性基準室「監督指針案及び金融検査マニュアル案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年11月22日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131122-2.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月18日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)等及び早期是正措置に関する命令等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年3月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140328-6.html) ・総務企画局政策課「金融・資本市場活性化に向けての提言」 (平成25年12月13日公表 http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213.html)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課監督管理官(モニタリング支援担当)室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	①（I-2）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	40,950	40,950	40,950	42,120	42,120
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	40,950	40,950	40,950		
執行額（千円）		0	0	0		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、金融システムの安定を確保していく必要があることから、予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備				番号	①（I-2）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融機能安定確保に必要な経費	42,120	42,120		
	● 2								
	● 3								
	● 4								
	小計						42,120	42,120	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計						42,120	42,120		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	41	42
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・関連告示及び監督指針等の追加改正を実施しました。	25年度	達成
	関連告示等の改正			
	②金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、可決・成立。関係政令・内閣府令等とともに施行されました。	25年度	達成
	関連法令の整備			
	③必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		・預金保険法に基づく資本増強を行ったりそなグループについて、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行いました。	25年度	金融システムの混乱の回避 達成
金融システムの混乱の回避				
④名寄せデータの精度の維持・向上の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	・預金保険機構とも連携し、預金取扱金融機関に対する検査において名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、名寄せデータの精度の維持・向上が図られました。	25年度	前年度を維持 達成	
前年度を維持				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し(測定指標①)、金融機関の秩序ある処理に関する新たな枠組みについて整備を行う(測定指標②)等、金融システムの安定に向けた必要な取組みは進展しました。その新たな枠組みを円滑に機能させるために、関係機関との連携の強化、各種事務手続きの整備等を進めました。また、名寄せデータの精度の維持・向上(測定指標④)にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っています。今後も、引き続き金融システムの安定確保のためのルール整備などの取組みを進める必要があります。以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、金融機関の秩序のある処理に関する枠組みを整備し(測定指標②)、国際的な規制の基準に合わせ金融機関の健全性を確保するための規制を見直す(測定指標①)ことは、金融システムの安定に資するものです。 ・効率性 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。 ・有効性 国際的な基準に合わせた規制の見直し(測定指標①)、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備(測定指標②)等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、今後とも注視していく必要があり、国際的な議論も踏まえたシステムの安定性確保に向けた取組みを引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しに対応するべく、継続的にルール整備を実施していきます。 ②金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの制度整備は完了しております。 ③引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ④預金保険機構と連携しつつ、引き続き、名寄せデータの精度の維持・向上に取り組みます。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課健全性基準室「監督指針案及び金融検査マニュアル案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年11月22日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131122-2.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第3の柱)に関する告示の一部改正(案)等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月18日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140218-1.html) ・監督局総務課健全性基準室「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)等及び早期是正措置に関する命令等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年3月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140328-6.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備				
評価方式		総合 実績 事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②（Ⅱ-1）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	39,248	35,877	37,495	28,850	37,450
	補正予算（千円）			△ 7,125		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	39,248	35,877	30,370		
執行額（千円）		23,425	26,123	17,979		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備に係る施策を行っていく必要があることから、引き続き予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備				番号	②（Ⅱ-1）			(千円)
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	28,850	37,450	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						28,850	37,450	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						28,850	37,450		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ります。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組みます。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	40	36	38	29
		補正予算(b)	-	-	▲7	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	40	36		
執行額(百万円)		23	26			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	該当なし					
測定指標	①利用者保護のための更なる政令・内閣府令等の整備			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
				<p>・AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年6月12日成立、同年6月19日公布)の関係政令・内閣府令(政令:25年7月3日公布・同年7月9日施行、26年1月24日公布・同年4月施行予定、府令:26年2月14日公布・同年4月施行予定)を整備した。</p> <p>・MRI事案等も踏まえ、26年1月に政令、同年2月に内閣府令をそれぞれ改正したほか、ファンド販売業者に関する規制の強化策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。</p>	25年度	達成
					前年度より推進	
	②預金取扱金融機関における更なる態勢整備			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
				<p>25年8月に指定紛争解決機関の周知・顧客への対応等、26年1月に高齢顧客への勧誘に係る留意事項に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を行った。これらの改正前後を通して、預金取扱金融機関については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>	25年度	達成
					前年度より推進	
	③金融商品取引業者等における更なる態勢整備			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
				<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る監督上の着眼点、通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る監督上の着眼点、高齢顧客への勧誘に係る監督上の着眼点、営業員の業務上の評価に関する監督上の着眼点等を示した。これらの改正前後を通して、金融商品取引業者等が適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>	25年度	達成
					前年度より推進	
	④保険会社等における更なる態勢整備			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			<p>26年2月及び3月に統合的リスク管理態勢の整備、高齢者に対する保険募集態勢の整備、保険代理店の使用人定義の明確化等に係る保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行った。一部の保険会社に対しては、統合的リスク管理態勢の整備状況を確認するため、ERMヒアリングを行い、25年9月にその結果概要を公表した。</p> <p>金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。</p>	25年度	達成	
				前年度より推進		
⑤貸金業者における更なる態勢整備			施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
			<p>25年7月にシステムリスク管理態勢の強化に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正を自主規制機関と連携して行うとともに、監督上の重点事項を作成した。この改正前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。</p>	25年度	達成	
				前年度より推進		

	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	⑥前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	25年7月にシステムリスク管理態勢の強化に係る事務ガイドラインの改正を自主規制機関と連携して行うとともに、監督上の重点事項を作成した。この改正前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。			25年度
	基準値	実績値		目標値	
⑦「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等	24年度	25年度		25年度	達成 40,000件
	38,856件	40,761件			
⑧ ①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況	基準値	実績値		目標	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 ①2回 ②2回
	①0回 ②1回	①2回 ②3回			
⑨金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成 2回
	2回	2回			
⑩不正利用口座への対応状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	金融庁及び全国の財務局等からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては25年4月から26年3月までの間に、40,921件の利用停止、30,426件の強制解約等の措置を行った。			25年度	達成 金融機関において強制解約等の措置を行う。
⑪偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	施策の進捗状況(実績)			目標	
	主要行等向け監督方針等において偽造キャッシュカード等を用いた不正な預金の払出しを防止する対策等を監督上の重点項目としたこと等により、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みは着実に進められているものの、外部委託職員が顧客情報を不正に取得し、偽造キャッシュカードにより不正出金する事案が発生しており、新たな課題がみられた。			25年度	未達成 前年度より推進
⑫振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	基準値	実績値		目標値	
	24年度	25年度		25年度	達成 同水準を維持
	78.4%	78.2%			
⑬多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係機関・団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行った。			25年度	達成 前年度より推進
⑭財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市町村数(延べ数)	基準値	実績値		目標値	
	24年度	25年度		25年度	達成 400市町村
	325市町村	474市町村			
⑮無登録業者等に対する適切な対応	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	・金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を152件実施した(24年度は137件実施、対前年度比11%増)。 ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。 ・証券取引等監視委員会において、無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に関し25年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。			25年度	達成 前年度より推進

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めました。</p> <p>今後も、利用者保護の充実に向けた取組みを一層進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果を「B」としました。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>測定指標①については、上記政令・内閣府令の公布により、利用者保護のための制度が整備された。</p> <p>測定指標②については、指定紛争解決機関の周知・顧客への対応や高齢顧客への勧誘に係る留意事項に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正やヒアリングを通じて各預金取扱金融機関の業務の適切性の観点からの法令等遵守等の態勢整備の状況について確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。また、確認・検証に当たっては、毎事務年度の監督上の重点項目を明示し、各回のヒアリング等の対話に際しては、ヒアリング項目を事前に明示するなど施策の効率的な運用に心がけた。</p> <p>測定指標③については、金融庁は、証券取引等監視委員会の検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、投資者保護に努めた。また、投資者保護の観点から、内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、監督上の着眼点の明確化等を行った。</p> <p>測定指標④については、保険会社の統合的リスク管理態勢、高齢者に対する保険募集態勢等の整備、保険代理店の使用人定義の明確化等を内容とする、保険会社向けの総合的な監督指針の改正や、ヒアリングを通じて各保険会社の統合的リスク管理態勢の整備状況について確認・検証を行い、その結果概要を公表したことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。また、保険業法等の一部を改正する法律案を国会へ提出したことは、保険契約者等の保護の促進に寄与したものと考える。</p> <p>測定指標⑤については、システムリスク管理態勢の強化に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正や、ヒアリングを通じて、貸金業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、自主規制機関等との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑥については、システムリスク管理態勢の強化に係る事務ガイドラインの改正や、ヒアリングを通じて、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、財務局との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備の促進に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標⑦については、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応している。当室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介している。また詐欺的な投資勧誘に関する相談等が継続して寄せられていることから、平成25年10月から「詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況」の公表を開始している。これらにより、相談等受付件数は25年度目標値を上回り、利用者の保護や利便性の向上に一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑧については、金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣(2回)し、金融サービス利用者相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行っている。また金融サービス利用者相談室の相談体制等の充実を図るため、金融サービス利用者相談室職員に対し研修を計画し着実に実施(3回)している。これらにより、利用者の保護の充実や相談体制等の質の向上に資することができたと考えている。</p> <p>測定指標⑨については、25年6月及び12月の金融トラブル連絡調整協議会において、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論を行い、各委員から貴重な意見をうかがうことにより、金融ADR制度の運用状況のフォローアップの実施に効果があつたことから、目標達成に寄与したものと考える。また、同協議会開催に際しては、指定紛争解決機関と協力し、資料作成を行うなど、効率的に実施した。</p> <p>測定指標⑩については、預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関等へ情報提供を行い、また、注意を促す観点から、情報提供件数等を金融庁ウェブサイトにおいて公表したことにより、預金口座の不正利用防止に一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑪については、主要行等向け監督方針等において偽造キャッシュカード等を用いた不正な預金の払出しを防止する対策等を監督上の重点項目としたこと等により、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みは着実に行われているものの、外部委託職員が顧客情報を不正に取得し、偽造キャッシュカードにより不正出金する事案が発生しており、新たな課題がみられる。</p> <p>測定指標⑫については、インターネット広告、視覚障害者向け音声CDへの寄稿、当該制度を装った者による不当な勧誘に関する注意喚起による広報活動は、24年と同水準の返金率を維持する上で一定の効果があつたものと考えている。</p> <p>測定指標⑬については、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシを作成し、自治体や関係機関・団体に配付したほか、インターネット広告による広報等、広報媒体の多様化を図ることにより、効果的かつ効率的に多重債務者相談窓口の認知度の向上に向けた取組みを実施した。</p> <p>測定指標⑭については、各財務局が管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促すことにより、25年度は474市町村が研修に参加し、自治体のニーズに即した効果的な相談体制強化が図られた。また、研修の実施に当たっては、都道府県の消費生活センター等と連携を図ることにより、効率的に実施した。</p> <p>測定指標⑮については、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を行うとともに、警察当局等へ情報提供、裁判所への禁止命令等の申立てを行い、被害拡大の防止等に努めた。また、悪質な勧誘等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行ったことで、投資者被害拡大の防止や被害の拡大を防ぎ、同様の違法行為等の未然防止に努めた。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 ①引き続き、利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法等の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ②引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため銀行法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ③引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、必要に応じて監督指針等を改正し、明確なルールの整備に努めるとともに、改正した監督指針等を踏まえ、指導・監督をしていくこととしたい。 ④引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑤引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑥引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適切な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督していくこととしたい。 ⑦引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、また寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介することとしたい。また、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生を未然防止などに向け事前相談の提供を充実させることとしたい。 ⑧引き続き、外部への講師の派遣を計画し、また金融サービス利用者相談室職員に対する研修を着実に実施することとしたい。 ⑨引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 ⑩引き続き、金融機関等へ預金口座の不正利用に関し、情報提供を継続する。 ⑪引き続き、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みをフォローアップする。 ⑫引き続き、返金制度に係る広報を実施していくこととしたい。 ⑬引き続き、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者による相談窓口の認知を一層促進するため、相談窓口について多様な手段により効果的な広報活動を行う。 ⑭引き続き、測定指標として設定することとし、各財務局に管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促し、自治体の相談員等に対する研修機会の拡充を図る。 ⑮引き続き、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、被害拡大の防止等に向けた適切な対応を行うとともに、法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めていくこととしたい。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>【測定指標①】 ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について」 (http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130627-4.html) ・平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html)</p> <p>【測定指標②】 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide_news.html#13)に挙がっているもののうち、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に適用が開始された監督指針を参照した。</p> <p>【測定指標③】 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140307-3.html) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131216-1.html) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130809-3.html) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130703-1.html) 監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」 (http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html)</p>
----------------------------------	---

	<p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局保険課「保険会社に対するERMヒアリングの実施とその結果概要について」(25年9月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20130904-1.html) ・監督局保険課「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」(26年2月28日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140228-2.html) <p>【測定指標⑤、⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について」(http://www.fsa.go.jp/news/25/kinyu/20130705-1.html) <p>【測定指標⑦】</p> <p>『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等』の公表状況 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」 (25年7月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20130731.html) (25年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20131031.html) (26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140131.html) (26年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140430.html)</p> <p>【測定指標⑧】</p> <p>金融サービス利用者相談室における研修の実施状況 別紙のとおり</p> <p>【測定指標⑨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室「金融トラブル連絡調整協議会」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html) <p>【測定指標⑩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」(26年4月30日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140430-1.html) ・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」(26年5月23日掲載http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/05/23160000.html) <p>【測定指標⑪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成26年3月末)について」(26年8月27日公表) ・監督局銀行第一課「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」(26年8月27日公表) <p>【測定指標⑫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺救済法に基づく公告(概要):預金保険機構 https://www.dic.go.jp/katsudo/furikome/gaiyo/index.html <p>【測定指標⑬、⑭】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」(19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2013の実施について」(25年8月21日公表、http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign25.html) <p>【測定指標⑮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」(http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html) ・裁判所への申立ての実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm) ・適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) 		
<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②（Ⅱ-2）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	2,927	679,758	408,518	288,129	282,522
	補正予算（千円）	1,088,023				
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	1,090,950	679,758	408,518		
執行額（千円）		41,561	181,214	169,438		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○評価結果を踏まえ、金融の円滑に向けた取組みを継続していく必要があることから、予算を要求。</p> <p>○27年度要求については、対前年度比5,607千円減少しているものの、政策評価結果の反映に基づくものではなく、25年度におけるガイドラインの運営状況等を踏まえ、無駄削減に努めたため。</p>				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				番号	②（Ⅱ-2）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	23,409	26,304		
	● 2	東日本大震災復興特別	復興庁	金融機能安定・円滑化復興政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	264,720	256,218		
	● 3								
	● 4								
	小計						288,129	282,522	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計						288,129	282,522		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業等の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3	680	409	288
		補正予算(b)	1,088	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1,091	680	-	-
執行額(百万円)	42	181	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・第183回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成25年3月13日) ・第183回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(平成25年3月19日) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) ・好循環実現のための経済対策(平成25年12月5日閣議決定) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(平成25年12月13日) 					

測定指標	①監督方針及び金融モニタリング基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		平成25事務年度監督方針(主要行等向け、中小・地域金融機関向け)において、中小企業等の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮について重点的な監督を行う旨を明記し、各種ヒアリング等を通じ、金融機関に対して顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮を促しました。特に、新規融資の取組み状況を重点的に確認することにより積極的な取組みを促すほか、中小企業等に対する経営改善支援等については、本事務年度を「金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年」と位置付け、金融機関に対して、中小企業等の真の意味での経営改善が図られるよう、経営改善・事業再生等の支援にこれまで以上に積極的に取り組むよう促してきました。 また、金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行うことを阻害している要因は何か、融資決定のプロセス等において、債務者企業の財務内容だけでなく事業内容(その成長性や課題等)をどの程度適切に評価しているかといった観点から、金融機関の取組み状況について実態把握を行いました。		25年度	各方針に掲げた施策の実施を通じた、金融機関における顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のための取組み等の促進
	②中小企業等の経営者による個人保証の契約時や履行時等における課題解決に向けた取組み	平成25年12月、行政当局の関与の下、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則である「経営者保証に関するガイドライン」が策定・公表されました。 本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であるため、周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促しました。		25年度	
③地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査	基準値		目標値	達成	
	24年度末	25年度	25年度	積極的評価の割合が前年度に比べ上昇	達成
	49.2	51.4			

		基準値		目標値	達成
		24年度	25年度	25年度	
測定指標	④貸出態度判断D. I.	3	9	平成25年3月期に比べプラス判断	達成
	⑤地域経済活性化支援機構等の積極的な活用を通じた中小企業等に対する事業再生・経営改善支援の推進	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月、監督指針を改正し、金融機関に対して、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援する際には、地域経済活性化支援機構と連携を図るよう促しました。 平成25年9月、監督方針を公表し、金融機関に対して、中小企業等の経営改善支援等を行う際には、地域経済活性化支援機構を含む外部機関と連携を図りながら、積極的にコンサルティング機能を発揮するよう促しました。 		25年度	達成
	⑥個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月10日に、金融機関に対し個人版私的整理ガイドライン及び東日本大震災事業者再生支援機構の積極的な活用等に関する要請文を发出了しました。 個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、仮設住宅等の入居者へのチラシの配布等、被災地における周知広報を実施しました。 		25年度	達成
	⑦監督方針の策定等を通じた企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		平成25事務年度監督方針(主要行等向け)において、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について、主体的な取組みを行っているか確認することを明記しました。また、アジア諸国に対し、法制度や決済システム・取引所といった金融インフラ、金融行政の運営に関する知見や情報を提供する等の金融技術支援を行ったほか、各国当局との対話を通じ規制・慣行の見直しを求めていくことで、民間企業・民間金融機関のアジアにおける事業の拡大や金融活動の拡大のための環境整備を行いました。		25年度	達成
	⑧金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施しました(26年3月)。 金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。 		25年度	達成
⑨銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
	資本性資金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境を整備するための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました(平成25年6月12日成立、6月19日公布)。また、改正法を踏まえた内閣府令について、平成26年3月31日に公布しました。		25年度	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>(判断根拠)</p> <p>顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のために、金融機関が、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、を強く促しています(測定指標①)。新規融資については、資金需要の掘り起し等のための工夫・取組みを確認することにより取組みを促しています。また、中小企業の経営改善等については、コンサルティング機能の発揮状況や中小企業に対する経営再建計画の策定支援、抜本的な事業再生支援の取組み状況について確認することにより取組みを促しています。</p> <p>また、中小企業等の経営者による個人保証の契約時等における課題解決として、「経営者保証に関するガイドライン」の策定に関与するとともに、本ガイドラインの周知・広報にも努めています(測定指標②)。</p> <p>さらに、地域経済活性化支援機構の積極的な活用を通じた、金融機関による中小企業の事業再生・経営改善支援を推進しています(測定指標⑤)。</p> <p>アジア地域等へ進出する日本企業に十分な金融サービスが提供できる環境整備に努める(測定指標⑥)等、資金の借り手が必要な金融サービスを受けられるために様々な施策を講じています。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後もこうした取組みを一層進め、浸透・定着を図って行く必要があることから、「B」としました。</p>

<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しすることが一層求められています。引き続き、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、を強く促していく必要があります。 ・効率性 業界団体との意見交換を行いつつ、関係機関と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。 ・有効性 中小企業等の景況や資金繰りは厳しい状況が続いているものの、全体として金融機関の貸付条件の変更等の取組みは進展しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げているもの(測定指標③、④)と考えています。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 各金融機関による、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくこと、といった取組みは一定程度進捗していると考えられますが、中小企業の景況や資金繰りは依然厳しい状況が続いていることから、今後とも注視していく必要があり、資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられる取組みを引き続き進めていきます。</p> <p>【測定指標】 ①各種ヒアリングを含む金融機関のモニタリング(検査・監督)を通じ、金融機関における顧客企業のニーズや事業内容等の適切な把握・評価、顧客企業の育成・成長につながる新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促すなど、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮を促進します。 ②「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。 ③地域金融機関に対する利用者等からの評価を把握・分析し、その後の監督対応に活用していきます。 ④中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握していきます。 ⑤監督方針等に基づき、引き続き金融機関に対し、地域経済活性化支援機構を含む外部機関等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促していきます。さらに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討していきます。 ⑥個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。 ⑦ヒアリング等を通じて各金融機関ごとの海外業務の展開方針等を確認し、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組みを促進し、引き続き、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化を図ります。 ⑧金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑨銀行等による議決権保有制限の見直しに係る制度整備は完了しております。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「四半期別GDP速報」 (http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sokuhou/sokuhou_top.html) ・監督局総務課「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」 (平成26年6月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140627-11.html) ・日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (http://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/) ・監督局総務課「『経営者保証に関するガイドライン』の積極的な活用について」 (平成25年12月11日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131211-3.html) ・金融庁「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」 (平成25年9月6日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html) ・監督局総務課「『主要行等向けの総合的な監督指針及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140131-4.html) ・監督局総務課「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成25年11月26日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131126-3.html) ・監督局総務課「中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成26年3月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140304-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130809-1.html) ・監督局銀行第二課「株式会社豊和銀行に対する資本参加の決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年3月7日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140307-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成25年8月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2013b.html) (平成26年1月31日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				
評価方式		総合・ <u>実績</u> ・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	②(Ⅱ-3)
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	7,000	7,000	10,570	13,630	390,759
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	7,000	7,000	10,570		
執行額（千円）		6,932	6,825	9,917		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○政策評価を踏まえ、金融サービスの利用者に対して、より質の高い金融サービスを提供するための制度・環境整備が必要なことから、予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				番号	②(Ⅱ-3)			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						予算額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融庁政策費	金融サービス向上推進に必要な経費	13,630	390,759	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						13,630	390,759	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						13,630	390,759		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供の在り方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方を検討します。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ります。					
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	7	11	14
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	7	7	—	—
執行額(百万円)	7	7	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 日本再興戦略—JAPAN is BACK—(平成25年6月14日閣議決定)					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		25年度	達成
①NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況	平成26年度税制改正要望において、1年単位での口座開設金融機関の変更や、NISA口座を廃止した場合の再開を可能とすることを要望し、措置された。	NISA関連の税制改正要望提出	達成
②投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況	金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を25年4月に国会へ提出、同年6月に成立・公布。改正法のうち1年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令を公布した(26年4月1日に施行)。また、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備のための検討を進めた。	目標	達成
		25年度	達成
③保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しの進捗状況	金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月14日閣議決定)。	目標	達成
		25年度	達成
④国民の金融資産の運用のあり方に関する調査研究の実施状況	国民が金融資産を適切に運用することを通じて、国内への成長資金の供給等を図るとともに、国民が享受するリターンを向上させることを目指し、近年、世界中から富や運用業者が集まり、特にアセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント分野でめざましい発展をみせているシンガポールについて、その発展を支えた制度や環境に関する基礎的な調査研究を実施した。	目標	達成
		25年度	達成
⑤金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況	3メガバンク・グループ等の金融システム上重要な金融機関(SIFIs)や地域銀行等における手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、各金融機関における経営戦略上の位置づけ等に関する水平的レビューを実施し、横断的な実態把握を行うことにより、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証した。	目標	達成
		25年度	達成

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p>26年1月から開始されたNISAの円滑な導入、制度の普及・定着のための監督指針等の制度整備、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえた所要の政令・内閣府令の整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、国民の資産形成等に必要な金融サービスの提供や少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスの提供などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 測定指標①については、本改正によりNISAの利便性向上が図られ、制度の更なる普及促進を通じた本施策の目標達成に向けて一定の寄与があったものと考えられる。 測定指標②については、金融審議会の報告書を踏まえ、関連法案を施行するとともに、所要の政令・内閣府令を整備しており、測定指標③については、同様に関連法案を国会に提出している。こうした施策により、投資信託・投資法人法制の見直しや保険商品・サービスの提供等のあり方の見直しについて、直接的に進捗に寄与があったものと考えられる。 測定指標④については、本調査により、シンガポールの市場や資産運用業の発展を支えた制度や環境に関する理解が深まり、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえ、国民が適切な資産形成を行っていく上で、必要な制度・環境の整備に向けた施策の検討・議論が前進したと考えられる。 測定指標⑤については、水平的レビューの実施により、金融機関の投信窓販に関する営業方針、業績目標・評価態勢、商品ラインナップのあり方等についての実態把握が進展するとともに、一部の金融機関において、営業方針等を見直す動きも出るなど、一定の成果があったことから、有効的な手段と考えられる。</p>	
	<p>【施策】 金融サービスの利用者に対して、より質の高い金融サービスを提供するために、制度・環境整備に引き続き取り組んでいくことが必要と考えられる。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は来年度も今年度と同様に設定する。NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っていく。 測定指標②は来年度も今年度と同様に設定する。国民が真に必要な金融サービスを受けられるための投資信託・投資法人法制の制度見直しについて、25年度に検討・議論してきた内容を踏まえ、所要の政令・内閣府令を整備するとともに、自主規制団体の規則の内容について議論し、制度・環境整備を促す。 測定指標③は来年度も今年度と同様に設定する。保険募集の更なる質の向上等のため、「保険業法等の一部を改正する法律案」の施行に向けて、所要の政令・内閣府令の整備を行う。 測定指標④は目標を達成しており、次期には測定指標から除外。 測定指標⑤は来年度も今年度と同様に設定する。金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの成果を踏まえ、今後も、その他の銀行を含めた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証していく。</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場インフラの構築のための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③（Ⅲ-1）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	1,185,490	2,043,490	1,747,050	796,564	714,470
	補正予算（千円）	23,100	△ 11,974	△ 100,714		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	1,208,590	2,031,516	1,646,336		
執行額（千円）		1,174,676	2,012,458	1,634,285		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>評価結果を踏まえ、 ①今後も店頭デリバティブ取引に係る規制について、清算集中義務の対象範囲拡大、電子取引基盤の利用義務付け等の制度整備を進めていくほか、取引情報の保存・報告制度の適切な実施にあたり、報告・蓄積システムの安定運用や効率化に向けた機能改修を検討することが必要、 ②金融商品取引法に基づくディスクロージャーについては、発行体における開示手続や投資家への企業情報の提供等を迅速化・効率化するため、今後もEDINETの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減に配慮した開発及び検討等を行うことが必要、 以上のことから、予算及び機構・定員を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備				番号	③（Ⅲ-1）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費	796,564	714,470		
	● 2								
	● 3								
	● 4								
	小計						796,564	714,470	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計						796,564	714,470		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
施策の概要	決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。					
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,185	2,043	1,747	797
		補正予算(b)	23	▲12	▲101	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	1,209	2,032		
執行額(百万円)	1,175	2,012				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) 「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日) 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) 					

測定指標	①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 清算集中義務拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等のパブリックコメントの実施に向けて検討を進めた。 電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令等の策定に向け、市場関係者と意見交換を行い検討を進めた。 清算機関における店頭デリバティブ取引の清算参加者の拡大に係る検討内容を審査の上、認可した(26年2月 日本証券クリアリング機構において、クライアント・クリアリングが開始)。 			店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る	達成
	②我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本)の割合	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成	
	2.0%	12.7%		前年度より向上		
③国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みの支援及び国際合意に則した清算機関等への適切な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(22年6月公表)に基づき、市場関係者が行った国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた論点整理の検討に参画するとともに、検討結果をホームページで公表するなど、市場関係者の取組みを支援した。 日本証券クリアリング機構と日本国債清算機関の経営統合(25年10月)に際して、適切な態勢整備が行われるよう、認可のための審査を行った。 「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」(22年12月公表)に基づき導入された貸株取引のDVP決済(26年1月導入)に関し、ほふりクリアリングの業務方法書の変更認可等の審査を行った。 金融市場インフラに係る国際原則を踏まえ、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を策定・公表した(25年12月公表)。清算・振替機関等に対しては、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。 			国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する	達成	
	④有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 (参考指標) ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 ・EDINETへのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成
	24年度	25年度		25年度	達成	
	100%	100%		99.9%		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) B:(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>25年度において、電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令の整備に向けた市場関係者との積極的な意見交換、清算対象の段階的拡大や国債取引の決済リスク削減のための市場関係者における取組みの支援を行ったほか、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の策定・公表を行うなど、市場インフラの構築のための制度・環境整備を着実に進めました。EDINETの稼働率についても、100%を確保しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、店頭デリバティブ取引の清算機関及び電子取引基盤の利用義務付け等に係る具体的な制度整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1化)などを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(想定外の要因、未達成となった原因) 特になし。</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 測定指標①については、市場関係者との意見交換等を通じて、店頭デリバティブ取引規制の整備に向けた検討・議論が前進したと考えられる。また、日本証券クリアリング機構においてクライアント・クリアリングを開始するに当たり、店頭デリバティブ取引の清算参加者の拡大に係る検討内容を審査し認可することにより、店頭デリバティブ取引の環境整備に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標②については、中央清算された店頭デリバティブ取引の割合が着実に増加していることから、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性に向けた取組みの効果が表れているものと認められる。</p> <p>測定指標③については、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた論点整理が実施され、また、貸株取引のDVP決済が導入・開始されるなど、決済リスクの削減や清算態勢の強化に向けて、一定の進捗があったものと考えられる。また、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針を策定、公表するとともに、清算・振替機関等に対し、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。</p> <p>測定指標④については、100%を確保し、投資者に対し投資判断に必要な情報を適切に提供するための取組みが着実に進展していると認められる。なお、EDINETへのアクセス件数は前年度と比べて約13%減少(※)しているが、開示書類の提出件数は、有価証券報告書は9,702件(前年度比約1%増加)、大量保有報告書は1,830件(前年度比約3割増加)、変更報告書は8,940件(前年度比約2割増加)となっている。</p> <p>※ EDINETへのアクセス件数が減少したのは、平成25年9月に稼働した新システムにおいて、利用者の利便性の向上やシステムの負荷軽減を考慮し、用途に応じて多岐に分類していた検索画面を集約したことや、多くの情報を1画面で表示する等の改善を行い、利用者が何度もアクセスせずに必要な情報を得ることが出来るよう、付加価値を高めたことが要因であると考えられる。</p> <p>(24年度:約23,462千件 25年度:約20,256千件)</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①、②、③いずれも、相当程度進展があった。これら進展により、市場インフラの信頼性が高まるとともに、魅力ある市場インフラの構築に貢献したものと考えられる。なお、測定指標①、②に関して、中央清算されないデリバティブ取引にかかる証拠金規制に関する国際合意への対応を含め、引き続き、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度整備を進めていく必要がある。また、測定指標③に関して、更なる国債取引等の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについても、引き続きサポートを行うとともに、清算機関等市場インフラに対し、適切な監督を実施していく必要がある。</p> <p>測定指標④について、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減に配慮した開発及び検討を行うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率:100% ・開示書類の提出会社数(内国会社):約4,600社(前年度とほぼ同数) ・開示書類の提出件数:別紙資料2のとおり ・EDINETへのアクセス件数:約20,256千件(前年度比約13%減少)
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」
(平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html)
- ・金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」
(平成22年1月21日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>)
- ・金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」
(平成22年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成22年12月22日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成23年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成23年12月19日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成24年6月29日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成24年12月20日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成25年6月21日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130621-6.html>)
- ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」
(平成25年12月20日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131220-9.html>)
- ・金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ
(平成23年12月26日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html>)
- ・金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」
(平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、<http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf>)
- ・金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」
(平成24年5月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html>)
- ・金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」
(平成24年7月11日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html>)
- ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)の公表について」
(平成26年5月2日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140502-1.html>)
- ・金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則:情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」
(平成24年12月18日公表、<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html>)
- ・金融庁「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」
(平成25年12月10日公表、<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-4.html>)
- ・金融庁「BCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)による、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書の公表について」
(平成25年9月3日公表、<http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20130903-2.html>)
- ・金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」
(平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf)

担当部局名	総務企画局市場課、総務企画局企業開示課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	---------------------	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③（Ⅲ-3）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	283,008	245,612	282,239	252,744	263,840
	補正予算（千円）	△ 16,078	△ 18,753	△ 13,859		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	266,930	226,859	268,380		
執行額（千円）		181,048	126,865	153,561		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○評価結果を踏まえ、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況の検証、金融・資本市場における情報の収集・分析、不公正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献、自主規制機関との適切な連携等、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけといった環境整備を実施していく必要があることから、予算及び機構・定員を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備				番号	③（Ⅲ-3）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費	252,744	263,840		
	2								
	3								
	4								
	小計						252,744	263,840	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計						252,744	263,840		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。					
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	283	246	282	253
		補正予算(b)	▲16	▲19	▲14	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	267	227	-	-
執行額(百万円)		182	127	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日) ・新成長戦略(22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(23年12月15日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(24年12月25日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月20日) 					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		①不公正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(23年度)」報告書(23年12月15日公表)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年9月6日成立・同月12日公布)等を踏まえ、関係政府令を整備した(25年9月4日公布・同月6日施行)。 ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(24年度)」報告書(24年12月25日公表)を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を25年4月16日に国会に提出した(同年6月12日成立・同月19日公布)。加えて、本改正法を踏まえ、関係政府令を整備した(政令は26年1月24日公布・内閣府令は同年2月14日公布・いずれも同年4月1日施行)。
②金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表した。 ・開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の勧告に伴う審判手続開始の決定及び審判官による審判手続を経て課徴金納付命令の決定を行った。 ・無届募集であることが判明した場合、発行者に対し有価証券届出書等の提出を促したほか、捜査当局への情報提供、警告書の発出を行った。 	金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する。	達成
③国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会において取りまとめられた「当面の方針」において、①IFRSを任意適用できる会社の要件緩和、②「修正版IFRS」の作成、③金商法における単体財務諸表の簡素化が示された。 ・①については25年10月、③については26年3月に閣内府令を改正した。②については現在もASBJにおいて検討が進められている。 ・こうした取組により、IFRSの任意適用会社数は、正式にIFRSを任意適用すると公表した会社を含め33社となっている。 	国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組を実施する。	達成
④情報力に支えられた機動的な市場監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・1,043件の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態説明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行った。 ・一般投資家等からの情報受付について、26年3月に証券監視委ウェブサイトの改修等を行い情報提供者の利便性を高め、より有用な情報を収集する体制を整えた。 	機動的な市場監視を実施する。	達成

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
⑤海外当局との必要な連携	<ul style="list-style-type: none"> 証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引について、6件の課徴金納付命令勧告を行った。 海外当局との人材交流や国際会議の出席等を積極的に実施し、クロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うなど、一層の連携強化を図った。 	海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う。	達成
⑥迅速・効率的な取引調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> インターネット取引や複数口座を用いた事案など不正取引の傾向の変化に対応するため、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業(デジタルフォレンジック)の運用体制の整備等を行うとともに、迅速・効率的な取引調査を実施した結果、25年度は35件の課徴金納付命令勧告を行った。 	迅速・効率的な取引調査を実施する。	達成
⑦迅速・効率的な開示検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、25年度は9件の課徴金納付命令勧告及び1件の訂正報告書の提出命令勧告を行った。 	迅速・効率的な開示検査を実施する。	達成
⑧効果的な犯則調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 25年度は、インサイダー取引事件、相場操縦事件及び風説の流布事件について3件の告発を行った。 その他、クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、それら当局による処分等の働きかけにも努めた。 	効果的な犯則調査を実施する。	達成
⑨政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> 公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。 高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。 一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。 通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。 25年4月、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を、金融庁と各金融商品取引所の連名で通知した。加えて、各金融商品取引所と連携を図り、25年6月に必要な取引所規則の改正が行われた。 	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。	達成
⑩効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> 25年度は、自主規制機関と36回の意見交換等を行い、市場における諸問題について認識を共有した。 また、市場参加者等に対する講演を42件、機関誌等各種広報媒体への寄稿を45件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めた。 課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用した。 26年2月には、証券監視委ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行った。 	効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する。	達成

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	<p style="text-align: center;">(判断根拠)</p> <p>金融庁においては、インサイダー取引規制について関係法令を整備したことや、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備等について目標どおり貢献することができたと考えています。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取り組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えていますが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、不正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案については、検察庁への告発を行いました。</p> <p>また、クロスボーダー取引等を利用した不正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処しました。</p> <p>更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取り組みについても積極的に行いました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、人材育成や海外当局との連携の一層の強化、デジタルフォレンジックの運用体制の強化など、今後も引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
	<p>(1)必要性 市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、インサイダー取引規制や国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備を行っていくとともに、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況や、公募増資インサイダー事案に対する再発防止策の策定・定着状況についてフォローしていくことが必要であると考えています。</p> <p>また、機動性・戦略性の高い市場監視活動及び証券監視委の活動状況や問題意識等の情報発信など市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 様々なプレーヤーにより市場で行われる取引その他の活動について検査・調査等を通じて監視し、問題が認められた行為については厳正に対処するほか、市場を取り巻く環境の変化に応じた制度整備などを適切に行っていくことが、市場取引の公正性・透明性を確保するという施策効果を効率的に実現する手段であると考えています。</p> <p>(3)有効性 インサイダー取引規制に関する制度整備のほか、金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取り組みの実施や、証券監視委による課徴金勧告を踏まえた監督上の対応、また、証券監視委においては包括的かつ機動的な市場監視活動により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>さらに、自主規制機関において、各種ワーキング・グループ(金融庁もオブザーバーとして参加)が開催され、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況の検証、金融・資本市場における情報の収集・分析、不正取引に対する調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査、建議等を通じたルール整備への貢献、自主規制機関との適切な連携等、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけといった環境整備を実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>【測定指標】 測定指標①について、25年度中に不正取引の規制に関する制度整備を行いました。今後はこれらを含めた課徴金制度を適切に運用していきます。</p> <p>測定指標②について、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取り組みを行っていきます。</p> <p>測定指標③について、「当面の方針」で示された方針のうち、「修正版IFRS」については検討が継続中であることから、今後の検討状況を踏まえ、「修正版IFRS」の具体的な指定方法について検討していく必要があります。</p> <p>測定指標④について、引き続き市場動向の変化に対応した情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。</p> <p>測定指標⑤について、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。</p> <p>測定指標⑥について、金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大等も踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標⑦について、正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標⑧について、金融商品取引法改正に伴う刑事罰の対象拡大や調査の効率的実施のためデジタルフォレンジックの強化が不可欠となっていること等も踏まえ、体制整備を行うなどし、引き続き効率的な犯則調査を実施していく必要があります。</p>	

		<p>測定指標⑨について、日証協等の自主規制機関は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自ら律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、引き続き適切な連携を図っていく必要があります。また、金融商品取引業者等全般に懸念される問題等が生じた場合には、各自主規制機関において問題等を共有することにより、横断的な取組みを行う必要があります。</p> <p>測定指標⑩について、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、引き続き情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施していく必要があります。</p>
--	--	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」 (平成23年12月15日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111215-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第180回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局企画課「金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の公表について」 (平成24年12月25日公表、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20121225-1.html) ・金融庁総務企画局「国会提出法案等」国会提出法案(第183回国会) (http://www.fsa.go.jp/common/diet/) ・金融庁総務企画局市場課「平成24年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年8月30日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20130830-3.html) ・金融庁総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年1月24日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/20140124-6.html) ・金融庁総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年2月14日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/20140214-4.html) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/25.html) ・平成24年度有価証券報告書レビューの実施結果について (平成25年9月6日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130906-2.html) ・平成25年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について (平成25年12月10日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-1.html) ・有価証券報告書レビューの実施について(平成26年3月期以降) (平成26年3月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140331-2.html) ・有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成26年3月期版) (平成26年3月31日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140331-1.html) ・無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出について (平成26年2月14日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140214-1.html) ・「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正案に対するパブリックコメントの結果等について (平成25年6月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130611-1.html) ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131028-1.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「IFRS対応方針協議会」及びIFRSの任意適用の積上げについて (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20131108-1.html) ・企業会計基準委員会 改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asbj/documents/docs/bc_revise_2012ed/) ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによるメンバー候補の募集について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130521-1.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードによる新規メンバーの公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20140128-1.html)
----------------------------------	---

- ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」
(平成24年12月19日公表、<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf>)
- ・日本証券業協会「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について
公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について
(平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、<http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html>)
- ・金融先物取引業協会「個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション規制について」
(平成25年7月19日公表 <http://www.ffaj.or.jp/binop/>)
- ・金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」
(平成25年8月9日公表 <http://www.ffaj.or.jp/userfiles/file/pdf/teikan-syokisoku/h25/Aug/ffaj-gyoutori20130718.pdf>)
- ・日本証券業協会「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について」
(平成25年11月19日公表 <http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/13/1311/bainarikisoku.pdf>)
- ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」
(http://www.iosco.org/library/index.cfm?section=mou_siglist)
- ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて)
(http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf)
- ・証券取引等監視委員会の取組み
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/index.htm>)
- ・米国証券取引委員会のMRIインターナショナル等に対する資産凍結に関する公表資料「SEC Freezes Assets in Ponzi Scheme Targeting Investors in Japan」
(<http://www.sec.gov/News/PressRelease/Detail/PressRelease/1370539844572>)

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	--	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	③（Ⅲ-4）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	20,872	26,861	27,037	27,308	26,831
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	20,872	26,861	27,037		
執行額（千円）		13,437	13,737	24,536		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、引き続き、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る必要があることから、予算及び機構・定員を要求。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備				番号	③（Ⅲ-4）	（千円）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	予 算 科 目						予 算 額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	● 1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費	27,308	26,831		
	● 2								
	● 3								
	● 4								
	小計						27,308	26,831	
対応表において◆となっているもの	◆ 1								
	◆ 2								
	◆ 3								
	◆ 4								
	小計								
対応表において○となっているもの	○ 1								
	○ 2								
	○ 3								
	○ 4								
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇ 1								
	◇ 2								
	◇ 3								
	◇ 4								
	小計								
合計						27,308	26,831		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。					
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	21	26	27	27
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	21	26		
執行額(百万円)		13	13			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者17者に対し、行政処分を行った。 ・証券会社の自己資本規制について、バーゼルⅢの開示規制に対応するために、告示を改正した。 ・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表等を行った。また、当該11件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行った。 	内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督を実施する。
②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組みとして、大手証券会社グループに対する年間を通じたオン・オフ一体による検査・モニタリングの開始、第二種金融商品取引業者等に対する検査実施件数の増加のための取組み(登録事項検査)等を行った。 ・MRI問題を踏まえ、第二種金融商品取引業者に対する重点的な検査を実施した。 ・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、検査実施の優先度の判断等を行い、271件の検査を実施した。特に、第二種金融商品取引業者については、検査実施件数が108件(うち登録事項検査は50件)となり、前年度比88件の増加となった。 ・検査の結果、118業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた18件(17者)について、行政処分勧告を行った。 ・また、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果の公表及び監督部局への情報提供を行った。 	検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する。	達成	

	③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。</p> <p>・高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。</p> <p>・一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ(金融庁も参加)において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。</p> <p>・通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。</p>	<p>政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。</p>	<p>達成</p>

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	(判断根拠)	<p>金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めました。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えていますが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要があります。</p> <p>証券会社の自己資本規制については、バーゼルⅢの開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行いました。</p> <p>法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めました。</p> <p>日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われました。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行いました。</p> <p>クロスボーダー事案については、海外当局と緊密に連携した検査を実施しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせると、中長期的には、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者については、検査実施業者数を増加するなど、今後も引き続き取り組むべき課題があることから、「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>(1)必要性 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>(2)効率性 監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の業態その他の特性を踏まえたリスク・ベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対して速やかに行政処分を行ったり、他の金融商品取引業者等での同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などを行うことは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものと考えています。</p> <p>(3)有効性 監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、引き続き、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p>

	<p>【測定指標】</p> <p>測定指標①について、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講ずることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>測定指標②について、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者による投資者被害が発生していることや、検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、引き続き、効率的かつ効果的な検査を実施していく必要があります。</p> <p>測定指標③について、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p> <p>以上のことから、これらいずれの測定指標についても、金融商品取引業者等の健全かつ適切な業務運営を確保するための施策を測定するための指標として引き続き採用するべきものと考えています。</p>
--	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局証券課証券モニタリング室「最終指定親会社の自己資本比率規制に関する告示(第3の柱)の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140320-1.html) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130416-2/01.pdf) ・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告の実施状況、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) ・日本証券業協会「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」 (平成24年12月19日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/files/20121219atamagami.pdf) ・日本証券業協会「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について ・公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について (平成25年3月14日～28日パブリック・コメント募集、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/bosyu/index.html) ・金融先物取引業協会「個人向け通貨関連店頭バイナリーオプション規制について」 (平成25年7月19日公表 http://www.ffaj.or.jp/binop/) ・金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」 (平成25年8月9日公表 http://www.ffaj.or.jp/userfiles/file/pdf/teikan-syokisoku/h25/Aug/ffaj-gyoutori20130718.pdf) ・日本証券業協会「バイナリーオプション取引に関する規則」の制定及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について (平成25年11月19日公表 http://www.jsda.or.jp/katsudou/gaiyou/gyouhou/13/1311/bainarikisoku.pdf)
---------------------------	--

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	----------------------	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備				
評価方式		総合・ <u>実績</u> ・事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	③（Ⅲ-5）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	112,722	111,952	106,866	103,673	112,987
	補正予算（千円）		△ 3,027			
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	112,722	108,925	106,866		
執行額（千円）		87,110	76,900	75,098		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、引き続き監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進を図る必要があることから予算及び機構・定員を要求。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備				番号	③（Ⅲ-5）		(千円)	
	予 算 科 目					予 算 額			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融市場整備推進に必要な経費	103,673	112,987	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						103,673	112,987	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						103,673	112,987		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	113	112	107	104
		補正予算(b)	-	▲3	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	113	109			
執行額(百万円)	87	77				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①監査基準等の整備状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>近年、「年金基金に対する監査」や「義援金の収支計算書の監査」など、大会社以外の主体による財務諸表等についても、公認会計士による監査を受けて、信頼性を高めたいとのニーズが増加しているため、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表しました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備</p>	達成
	②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>日本公認会計士協会と連携しつつ、品質管理に問題があったり、虚偽証明等の問題事例に関わった公認会計士・監査法人等に対して、厳正な処分を行う等適切な監督を実施しました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施</p>	達成
	③品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に対応する改善計画の実施状況等について検証しました(平成25年度報告徴収件数は、レビュー実施件数95件のうち70件(実施率73.7%、前年度67.4%)。審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人等に対して検査を実施し、そのすべての問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人等については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました(25年度検査件数13件・勧告件数1件)。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>監査法人等における監査品質の一層の向上に向けた、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施</p>	達成
	④海外監査監督当局との協力・連携状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>監査監督機関国際フォーラム(IFIAF)の第13回会合及び各ワーキング・グループにおいて、積極的に議論に参加するとともに、情報交換の取決めの締結や意見交換等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化</p>	達成
	⑤受験者等への情報発信の拡大状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>公認会計士の使命等をテーマとした講演を全国で実施するとともに、試験結果等に係る開示項目の拡大や公認会計士試験パンフレットの見直し等を行いました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大</p>	達成
	⑥優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>24年11月に改訂した「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」に基づき、試験合格者向けパンフレットの改訂や大学での組織内会計士の講演などの施策を実施しました。25年11月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による意見交換会を開催するとともに、「公認会計士等の活動領域の拡大に向けた当面のアクションプラン」を改訂、公表しました。公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にある等の状況がみられる中、金融庁及び審査会は、25年夏以降、日本公認会計士協会等の関係者と意見交換を行い、制度改革に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねました。</p>	<p>目標</p> <p>25年度</p> <p>公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施</p>	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A (目標達成) (判断根拠) 特別目的の財務報告に対する監査の位置付けを監査基準上明確にするかどうか検討し、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表しました。 公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督に努めました。 国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化しました。 公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果に係る情報開示の拡大を図るなど、試験の透明性・信頼性確保に努めました。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策に取り組みました。 今後も、引き続き上記の取り組みを進める必要があります。 以上のことから、測定結果は「A」としました。
	施策の分析	公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際的競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うことから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。 監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上述のとおり、一定の効果は上がっているものの、引き続き適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。 【測定指標】 測定指標については、全て順調に進捗しております。 測定指標①については、引き続き適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備していく必要があります。 測定指標②については、引き続き財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等があれば、厳正な処分を行うなど適正な監督を実施していく必要があります。 測定指標③については、引き続き適正な会計監査の確保に資するよう、より適正な品質管理レビューの審査及びより実行的な監査法人等に対する検査を実施していく必要があります。 測定指標④については、引き続きIFAIRを中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図っていく必要があります。 測定指標⑤については、公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、引き続き受験者にとって有益と考えられる情報発信の拡大や円滑な試験の実施に取り組んでいく必要があります。 測定指標⑥については、引き続き公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策を実行するとともに、公認会計士資格の魅力向上策について議論を深めることにより、優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していく必要があります。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局企業開示課「監査基準の改訂に関する意見書」（平成26年2月25日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140225-2.html） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、平成22年5月・8月・23年8月・24年4月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の新しいキャリアパス」（平成24年8月公表、25年8月更新 http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf） ・総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について」（平成25年11月14日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131114-2/01.pdf） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の公表について」（平成25年7月5日 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20130705.html） ・総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html） ・公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html ・平成25年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（平成25年6月21日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku25-2.html） ・平成25年公認会計士試験論文式試験の試験問題及び答案用紙について（平成25年8月26日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbun_mondai25b.html） ・平成25年公認会計士試験の合格発表について（平成25年11月15日公表 http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_25.html） ・公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
---------------------------	---

担当部局名	公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	---	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	④(IV-2)
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	154,416	132,920	136,129	232,099	362,839
	補正予算（千円）			△ 849		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	154,416	132,920	135,280		
執行額（千円）		127,428	126,053	129,195		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○25年度の政策評価結果を踏まえ、今後も、金融協議等やアジア金融連携センターを通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、効果的な技術支援のあり方を見極めた上で、覚書締結等による長期的な協力枠組みの構築など、協力関係強化を図ることや、相手国の金融インフラの発展及び支援ニーズを踏まえ、効果的な支援のあり方を見極めた上で、ソフト面及びハード面のインフラ整備支援、知見の共有といった技術メニューをパッケージで提供していくことが必要なことから、予算を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調				番号	④（Ⅳ-2）		(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	118,661	249,508	
	●	2	一般	金融庁	金融政策費	経済協力に必要な経費	113,438	113,331	
	●	3							
	●	4							
	小計						232,099	362,839	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						232,099	362,839		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策IV-2)

施策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
施策の概要	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流の取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	155	133	136	232
		補正予算(b)	-	-	▲1	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	155	133		
執行額(百万円)	127	126				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定) 「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」(25年6月14日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(25年6月14日閣議決定) 「産業競争力の強化に関する実行計画」(26年1月24日閣議決定) 					

測定指標	①アジア当局との協力関係強化の取組状況	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・25年5月に「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」を開催。また、日本とASEAN5か国は合同作業部会をそれぞれ開催。また、タイとは、長官・事務次官級の運営委員会を設定し、金融技術協力の広範なテーマにつき、協力関係強化を推進することを合意。 ・FSBIにおいては、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSB本会合に報告。 ・2国間金融協議については、主だったものでは、長官級の意見交換を12回実施したほか、それ以外でも局長級の意見交換や国際会議の機会を捉えた意見交換など随時実施し、具体的な技術協力の方向性・内容の決定及びインドネシア及びモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の金融当局との覚書締結等の長期的な協力枠組みの構築 ・アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」の設立に関する各種準備作業を実施 	25年度	具体的な技術協力の実施を図るため、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保及び長期的な協力枠組みの構築(覚書締結等)
測定指標	②技術協力の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・緬国証券取引所開設等プロジェクトチームを立上げ、2015年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施。 ・金融分野の技術協力を推進するため、ミャンマー財務省に当庁職員を25年12月から派遣。更に人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始。 ・インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーを実施したほか、モンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣や各国訪日調査団への対応などを多数実施。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催。 	25年度	アジア諸国の法制度や決済システム等の金融インフラの向上を図るため、金融協議等を通じ決定された具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 積極的に開催した金融協議等を通じて、アジア各国の金融当局との覚書締結等により長期的な協力枠組みを構築するなど、連携が大幅に強化され、アジアの金融インフラ整備支援や、規制緩和要望等の取組みを推進した結果、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られました。 今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化などの取組みを進める必要があります。 以上のことから、測定指標は「A」としました。
	施策の分析	【施策】 (1)必要性 日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で、①現地通貨による資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備であること、②金融インフラが未整備な市場環境の下、現地通貨建ての取引・融資に関する規制が存在する等の制約があることから、金融インフラ整備にかかる技術支援や金融規制の緩和要望を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を金融面で支援する必要がある。 (2)効率性 アジア諸国に対する技術支援や規制緩和要望を行う上で、より効果的に金融インフラ整備や規制緩和の実現につながるため、金融協議や意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との連携強化に努めている。 (3)有効性 アジアへの技術支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながり、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開促進に有効と考えられる。 【測定指標】 ①アジア当局との協力関係強化の取組状況については、往訪・来訪による意見交換の場を積極的に設けたほか、国際会議の機会等を効果的・効率的に活用。このような金融協議等を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズの的確な把握、効果的な技術支援のあり方を見極めた上で、インドネシア及びモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の当局との覚書締結等による長期的枠組みの構築など、協力関係強化に寄与したものと考えられる。 ②技術協力の実施状況については、金融協議等を通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、効果的な支援のあり方を見極めた上で、ミャンマーに対する取引所開設支援・長期専門家派遣、インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーの実施やモンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣、各国訪日調査団への対応などによる技術協力を実施。また、アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催。こうした取組みは、金融面での国造りに貢献するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進に寄与したものと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 アジアの金融インフラ整備支援や金融協議等を通じた規制緩和等要望等の取組を推進するため、現在の目標を維持し、引き続きこれらの取組みを進めていく。 【測定指標】 ①アジア当局との協力関係強化の取組状況については、目標を達成することができた。今後も、金融協議等やアジア金融連携センターを通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、効果的な技術支援のあり方を見極めた上で、覚書締結等による長期的な協力枠組みの構築など、協力関係強化を図る必要がある。 ②技術協力の実施状況については、目標を達成することができた。今後も、手国の金融インフラの発展及び支援ニーズを踏まえ、効果的な支援のあり方を見極めた上で、ソフト面及びハード面のインフラ整備支援、知見の共有といった技術メニューをパッケージで提供していく。

学識経験を有する者の知見の活用	・政策評価に関する有識者会議
-----------------	----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当無し
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成26年5月
-------	-------------	----------	---------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融サービスの提供者に対する事業環境の整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	④（IV-3）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	-	-	12,576	25,252	119,477
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	-	-	12,576		
執行額（千円）		-	-	4,956		
政策評価結果の概算要求への反映状況		○評価結果を踏まえ、金融サービスの提供者に対する事業環境の整備に係る施策を行っていく必要があることから引き続き予算を要求。				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備				番号	④（Ⅳ-3）		(千円)	
	予 算 科 目					予算額			政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	25,252	119,477	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						25,252	119,477	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						25,252	119,477		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅳ-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度の適切に運用するための取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	13	25
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)等 					

測定指標	①「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討作業	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>規制改革会議(平成25年1月～)において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた規制・制度改革事項や、「規制改革ホットライン」(平成25年3月～)に寄せられた規制改革提案等について、法令改正を含め規制・制度改革を積極的に推進した(リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し等)。</p> <p>また、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に適切に対応するための体制整備を行った。</p>	25年度	「規制改革実施計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施
測定指標	②ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>ノーアクションレター制度等の適切な運用を図り、平成25年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績5件については、すべて、照会受付後30日以内(平均22.6日)での回答を実現している。</p>	25年度	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
測定指標	③官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>官民ラウンドテーブルの会合を計2回、作業部会を計14回開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめ公表した。</p>	25年度	テーマや議論の深度等を踏まえた実施

評価結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)	
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p>法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や産業競争力強化法成立に伴う必要な体制の整備(測定指標①)、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上(測定指標②)、官民による持続的な対話(測定指標③)を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めてきました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めることや、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直していくことなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>	

<p>施策の分析</p>	<p>測定指標①について、「規制改革実行計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施」との目標に対し、「リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し」等の規制の見直しを行うこととし、法令改正を含め規制・制度改革を積極的に推進したほか、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に対応するための体制整備を行った。これらの施策については、金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度等の在り方を不断に見直すことにより対応したものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではない。</p> <p>測定指標②については、金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するという目的に対し、達成手段として、法令解釈等の速やかな確認を可能とするよう配慮した対応を促進するものであり、有効かつ効率的に寄与したものと考えられる。</p> <p>測定指標③については、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会を開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめ公表した。その報告書に盛り込まれた官民で行う新たな取組みについて、今後、着実に実行に移されていくことは、我が国金融機能の向上・活性化に向けて有効的であると考えられる。なお、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会は、自主的に参加を表明した機関で構成されており、謝金の支払い等の予算措置を必要としない効率的な運営が行われている。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 測定指標①については、目標を達成することができた。これらの目標達成により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えられる。今後はこれまでの取組みを引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応しつつ、我が国経済において民需主導の経済成長の実現に向けて、規制・制度の在り方を不断に見直していくほか、「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に関する要望や照会に対して、迅速かつ適切な対応を行っていく。</p> <p>測定指標②については、目標を達成することができた。ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応については、次期においても同様の目標を設定し、引き続き、処理期間にも配慮した取組みを行っていく。</p> <p>測定指標③については、目標を達成することができた。26年度も25年度と同様に設定し、25年度に開催した官民ラウンドテーブルの第3回会合で今後検討することが決まったテーマについて、テーマごとに金融業の現況・課題を踏まえて、26年度も継続的に官民ラウンドテーブルを実施する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>規制改革会議ホームページ：http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/ 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について： http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html 国会提出法案（第186回国会）：http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	---------------------------------	-----------------	----------------

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		金融経済リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	④（IV-5）
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	16,157	17,106	13,427	14,010	17,604
	補正予算（千円）	△ 1,559	△ 18			
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	14,598	17,088	13,427		
執行額（千円）		15,457	2,450	9,893		
政策評価結果の概算要求への反映状況		<p>○政策評価結果を踏まえ、金融経済教育研究会がとりまとめ・公表した報告書で指摘された諸課題に取り組むため、最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を作成し、その周知を行うためのガイドブック等の作成・配布、一般の利用者を対象とした金融経済教育に関するシンポジウムの開催、金融知識普及功績者の表彰にかかる経費を要求。</p>				

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	金融経済リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備				番号	④（IV-5）		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	予 算 科 目					予 算 額			
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	一般	金融庁	金融政策費	金融政策推進に必要な経費	14,010	17,604	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						14,010	17,604	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1							
	○	2							
	○	3							
	○	4							
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1							
	◇	2							
	◇	3							
	◇	4							
	小計								
合計						14,010	17,604		

平成25年度実績評価書

金融庁25(施策Ⅳ-5)

施策名	金融経済リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
施策の概要	<p>現代社会では、誰も、ライフステージの各場面において、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用し、金融との関わりを持つことは避けられない状況です。</p> <p>こうした中、我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ世帯の増加等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要と なってきています。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人ひとりが、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	16	17	13	14
		補正予算(b)	▲2	▲0	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	15	17	-	-
執行額(百万円)	15	2	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)</p> <p>「金融・資本市場活性化に向けての提言」(金融・資本市場活性化有識者会合、平成25年12月13日公表)</p>					

測定指標	国民の金融知識の状況 生活設計策定の有無 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	基準値	実績値		目標値	達成	
		23年度	25年度		28年度	-	
		37.6	37.7		50		
	国民の金融知識の状況 金融商品の選択 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
		利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう関係団体と連携しながら、シンポジウムの開催、ガイドブック等の開発・配布など、金融経済教育の推進に取組みました。				25年度	達成
						金融商品を選択するための金融知識の普及	
国民の金融知識の状況 金融広報中央委員会の認知度 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
	金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張った他、政府広報等を含め、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図りました。				25年度	達成	
					金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>平成25年4月に公表した金融経済教育研究会報告書で指摘された課題に取組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置し、この推進会議を通じて、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取組みました。</p> <p>このため、金融経済教育の推進について進展しているものの、上記のとおり、測定指標の一部に、28年度の達成に向け取組みを進めているものがあります。</p> <p>今年度の測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、中長期的には、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育を推進することなどを達成していくために、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

	<p>施策の分析</p>	<p>(1)必要性 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p>(2)効率性 多種多様な実施主体がいる中で、金融経済教育研究会報告書にある最低限習得すべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p>(3)有効性 金融経済教育研究会報告書で指摘された諸課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することにより、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融リテラシーの向上のため、金融経済教育の推進にかかる取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 金融に関する基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するためには、金融リテラシーを身に付ける必要があります。そのため、金融広報中央委員会が国民の金融知識の状況を調査した「家計の金融行動に関する世論調査」を指標とすることは適切であると考えます。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>
------------------------	----------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センター「金融経済教育研究会」 http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html ・金融研究センター「金融経済教育研究会報告書」 http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430.html ・金融広報中央委員会「金融経済教育推進会議」 http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/ ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kyoron_futari/
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年5月</p>
--------------	-----------------	-----------------	----------------